ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び
義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どものゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２８年度までに３５人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動をすすめるためにさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

１．教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での３５人学級を早急に実施すること

２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

令和８年７月３日

臼　杵　市　議　会